

「地方公共団体における内部統制・監査に関する研究会」

内部統制部会 第1回議事概要

日 時：平成29年10月24日（火）10：00～12：30

場 所：総務省内会議室

出席者：宇賀部会長、山本部会長代理、秋山構成員、池田構成員、石川構成員、泉構成員、
貴納構成員、清水構成員、町田構成員、宮原構成員、森井構成員

幹 事：山崎自治行政局長、篠原大臣官房審議官、阿部住民制度課長、海老原市町村課長、
岡総務室長、植田行政経営支援室長

事務局：吉川行政課長、松谷行政企画官、山口監査制度専門官、篠田行政課課長補佐

【議事次第】

1. 開会
2. 議事について
3. 閉会

【意見交換（概要）】

- 「内部統制を担当する部局の設置」を求める形にすると、首長が当該部局に丸投げしてしまい、その役割・責任という側面が適切に発揮されなくなる可能性がある。内部統制体制を整備するという最初の段階と首長による内部統制評価報告書の作成という最後の段階における首長の役割・責任をどのようにこのフレームの中に位置付けるかを検討する必要がある。
- 監査委員など第三者が首長に働きかけて内部統制を導入するケースと不適正事案や事故があつて自主的に内部統制を導入するケースがあると思われる。
- 内部統制体制を整備することについてどのように首長へ動機付けるかが難しい。どのようなメリットがあるのかを示すことが重要である。
- 内部統制のリスクについては様々なレベルがある。事務処理のリスクを減らすことだけでとどまらず、首長の政策に関わるような大きな視点からのリスクというものを捉える必要もあるのではないか。
- 内部統制の導入には、首長が経営責任、運営責任、説明責任を果たすためという視点の他に、職員の業務負担が減ることにつながるという視点がある。職員がメリットを感じら

れるような形で導入していくべき。

- 内部統制を導入した当初は、内部統制についての意識付けがされていないこともあり様々な意見があったが、業務改善につながる点を職員に対して説明することで前向きに取り組んでいるところもある状況である。
- 非常に大きい不祥事が起きたときはトップから末端の職員まで危機感を共有しているから内部統制の導入が進みやすいという面はあるが、そうでないときにいかにして首長に内部統制が必要であるという認識を強く持っていただくかということは重要な課題と考える。
- 内部統制を導入するに当たり、一番大事なことは、内部統制に対する首長の意識であり、副知事・副市町村長や部局長などがこの意識と同じ思いを持って内部統制体制を整備していくことが重要である。
- ガイドラインを作成するに当たり、すでに平成 21 年の研究会で行ったことであるが、金商法の内部統制の目的や基本的要素を地方公共団体の用語として置き換えていく作業を改めてやり直すのかという問題もある。
- 長の強固なコミットメントが必要となるということを、内部統制の基本的枠組みのフレームに入れてはどうか。
- 業務手順書や業務フロー図などを作成し、業務の手続を可視化することで、今まで点でしかわからなかったリスクを業務の流れの中で可視化することができると考えられる。これをガイドラインに盛り込むことが大切ではないかと思う。
- 今回示すのはあくまでガイドラインであることから、業務の流れ図、業務記述書、リスクと統制の対応といった 3 点セットを地方公共団体に強制することまでは難しいのではないか。また、内部監査を新たに設けることも実態としては難しいことから、既存の組織による内部監査機能を活用しつつ充実させていくことも考えられるのではないか。
- ガイドラインにおいて、全社的な内部統制は評価するにしても、業務レベルの内部統制に関しては、各組織に委ねることになると思われる。3 点セットを、こういうものもあるという形で示せば足りるのではないか。
- 民間と地方公共団体の最大の違いは内部監査部門があるかないかということだと思っ

ている。民間では、内部統制報告制度が始まった当初は、内部統制の評価作業を内部統制推進部門で行っていたが、制度が定着したのちは、内部監査部門に移している。

- 地方公共団体の自律的な取組が重要な点もあることから、ガイドラインにどこまで記述するかは検討が必要であるが、内部統制の評価プロセスについて、ある程度記述しないと実務上混乱が生じるのではないか。
- 内部統制の評価を監査委員が審査することを考えると、業務フローを見える化することは必要であるが、忘れてはいけないのはそのフローにどのような統制行為が組み込まれているかをはっきりさせることである。そこを意識しないと、監査委員が内部統制の有効性を評価した上で内部統制に依拠した監査をすることは難しいのではないか。
- 内部統制体制を整備することにより、今後、首長の責任のあり方が変わってくるのではないか。
- 内部統制体制を整備したとしても、業務を行う限りリスクは残るものである。その中でも、一定の水準にある内部統制を整備・運用している首長については、訴訟の場面などにおいて責任が免責又は軽減されるといえるのではないか。
- ガイドラインが示されたのに、首長が内部統制体制を整備しない場合に、首長に責任が生ずるということはわかるが、一定程度、内部統制体制を整備しているから免責されるといふのは難しいと思う。
- ガイドラインにおいて、内部監査を担当する部署を作ることを示すことは難しい。セカンドライン（制度所管課（共通業務所管課））のモニタリングを充実させつつ、サードライン（内部統制担当部課）がどのようにチェックしていくのかを示していくことが重要ではないか。